

議会だより

3月定例会一般質問（要約）



正員 吉 仲議

質問1 有人国境離島関係予算案について

平成30年度有人国境離島関係予算のうち次の事業について隠岐諸島と本町に係る予算の拡充した内容や配分の拡大に向けた取組について所見を伺う。

① 特定有人国境地域の地域社会維持に係る交付金

- ・ 滞在型観光促進事業
 - ・ 帰宅客向けの隠岐汽船新規企画商品の導入
- ② 離島のガソリン流通コスト対策事業

有人国境離島法に対策事業として計上されたことは恒久的な予算措置と解釈できるか伺う。

③ 離島への石油製品の安定、効率的な供給体制の構築支援事業

島内の軽油、灯油、LPガスの販売価格は本土と大きな価格差がある。

本事業を活用して具体的な対策を講じることについて所見を伺う。

回答 町長

質問1①について

企画乗船券についての詳細は、現時点でまだ詰めきれないが、本町でいえば国賀観光の遊覧船など隠岐航路の値引き金額に対応した体験メニューをセットにしたものを商品化し、販売していく方向で現在検討を進めている。

観光客の運賃を実質島民並に引き下げる支援策の導入となるので、単なる値引きに終わらないように、島内での宿泊数増加など消費の促進とセットにしていくことが肝要と考える。

また帰宅客については、滞在型観光促進事業で捉えると本筋から外れてしまうので、企画乗船券ではなく運賃低廉化事業の対象者拡大の方向で粘り強く取り組む。

質問1②について

ガソリン流通コスト対策事業は、輸送形態と本土からの距離を踏まえた補助単価を設定し、実質的なガソリン小売価格が下がるよう支援するもので、有人国境離島だけでなく他の離島も助成の対象となっており、今までと同様の扱いとなっている。

本土と比べて割高な離島のガソリン価格が引き下げられている本事業は、住民の経済的負担の軽減、産業振興等の面から極

めて重要な施策であり、恒久的な予算となるよう引き続き予算の確保に向けて関係者と連携し取り組む。

質問1③について

石油製品の安定、効率的な供給体制の構築支援事業については、今まで本土からドラム缶で直接島内の事業者へ配送されていたものが、隠岐島油槽所が隠岐の島町に整備され、現在ではガソリン・灯油・軽油については、隠岐島油槽所からタンクローリーでの配送に変更されている。この支援事業は既に実施済みで、先のガソリン流通コスト対策事業と併せ、隠岐島の燃油対策の根幹をなしている。

また、本町内でのLPガスの供給は、民間事業者によって賄われており、海上輸送費など公的な支援は無いと伺っている。

ガソリン以外の軽油・灯油・LPガスなどについては、直接価格を引き下げる施策は行われていないと認識しており、ガソリンと同様の施策が講じられるよう要望活動を引き続き行っていく。

質問2 放課後児童健全育成事業について

① 児童クラブ（学童保育）の体制について伺う。

- ・ 児童クラブの定員と利用状況
- ・ 4年生以上の児童の受け入れ状況

② 新設する放課後児童クラブ施設の整備状況と運営計画についてと、4年生以上の児童の受け入れについて伺う。

回答 教育長

質問2①について

放課後児童クラブの設備の基準として児童1人につき1.65平方メートル以上の専用区画を設けることが定められている。

この基準に照らし、現在シオンの園では34人まで入れることが可能であり、平成29年度の利用者は25人となっている。

また、4年生以上の児童については、夏休み等の長期休業日のみの利用者が1名と利用希望者が少ない状況であるが、来年度以降も希望があれば受け入れることとしている。

質問2②について

新設するクラブの整備状況については、コミュニティ図書館に隣接して整備する予定であったが、平成29年度の入札が不調となり、平成30年度に改めて整備することとしており、10月完成を目指している。

新たな施設が整備されるまでの間は、美田コミュニティセンターで実施する。

クラブの運営については、町の直営で実施することとしており、新しい施設では定員40人とし、現在のサービスを低下させないことを基本に運営していきたい。

また、生活の場である「放課後児童クラ

「ブ」と学習・体験活動の場である教育課所管の「放課後子ども教室」を一体的に実施することで放課後対策をより充実させていきたい。



保員 東議

質問 海洋漂着ごみの処理について

以下の4点について伺う。

①海洋漂着ごみの処理について、ごみ処理が手薄になる時期に、ボランティアか有償ボランティアを募り、定期的に処理してはどうかと考えるが、いかがか。

②観光の拠点である「国賀」などに「大型のごみステーション」を置き、訪れた人に「1人1ごみ」処理してもらおうよう協力依頼をし、そのごみをステーションに入れてもらうて、後で処理してはどうかと考えるが、いかがか。

③膨大な予算を要する海洋漂着ごみの処分について、今現在、町が取り組んでいる「海洋漂着物地域対策推進事業」は今後も継続して取り組めるかどうか。

④「大山隠岐国立公園」であり「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」であることから、その環境保全としての予算化、また「有人国

境離島法」からの予算化はできないものか、伺う。

回答 町長

質問①について

10月から3月の期間にボランティアを募り、定期的に回収を行うてはどうかとのことであるが、海岸での作業は参加者の安全性の確保が何よりも重要となる。海が時化する冬季の回収作業は、より一層の危険が伴うので実施は困難と考えている。また、海岸清掃などに有償ボランティアを募つてはどうかのことだが、海岸清掃にかかわらず、町内の環境美化は、町民1人1人が自分たちの町をきれいにしようとの思いで、自らボランティア活動に参加されることが重要と考えているので、現時点では有償でのボランティアについては考えてはいない。

質問②について

ごみステーションの設置については、外海に面した海岸は国立公園の特別保護区域、特別区域内であるため設置ができないこととなっている。

また、国賀や耳浦など常時管理するところが難しい場所に設置すると一般ごみが捨てられる可能性があり、景観面や悪臭など新たな問題が生じることが予想されるので、現段階ではゴミステーションを設置する考えはない。

質問③について

補助金の今後については、明確に示され

ていないところであるが、今年度については、平成29年度と同額4千万円を要望し、当初予算に計上している。今年度の計画については、ほぼ29年度と同様の区域を行うこととしている。

質問④について

他の環境保全の予算が組めないかということだが、いずれも海岸漂着物に関するメニューそのものが無いので、予算化は困難と考えている。

海岸漂着ごみの処理については、多額の費用がかかることから海岸漂着物処理法に基づき、国の責務として予算が確保されている現事業の継続が最も有利な方法と思われるので、国に対し継続的な対策がとれるような仕組みを要望していくとともに引き続き観光地の景観、自然保護及び内海の環境美化に努める。



三員 省 中議

質問 空き家対策特別措置法に基づく空き家対策について

倒壊や草木の繁茂により害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えるおそ

れのある特定空き家についての取組と措置、又、空き家の相談は多岐にわたることから住民からの空き家に関する相談窓口を開設すべきだと思うが町長の考えを伺う。

回答 町長

本町では、平成27年に、空き家の調査を行い260戸の空き家を確認している。長年にわたり放置された「特定空き家」と思われる「危険家屋」については、26戸となっている。

こうした適切な管理が行われなまま放置されている状態の空き家については、その所有者に対し文書等により適正な管理をお願いしているところである。

その結果、2戸の空き家について解体・撤去が行われたが、残りの空き家については所有者に適正に管理するよう引き続き要請する。

また、今年度は「空き家対策特別措置法」に基づき「空き家等対策計画」を策定することとしている。

これは、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、この計画を元に、空き家に対する取組を本格的に進める。

「空き家に関する相談窓口」については、現在、観光定住課定住係を窓口としている。